

広島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山沼隈線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市水呑町字洗谷四八二三番地先県道福山鞆線交点から 福山市熊野町字中尾内四七八番一地先まで	旧	六・五〇〇～四 五・〇〇〇	三、七〇五・〇 〇	
福山市瀬戸町大字長和字王子原一〇七二番地先から 福山市熊野町字中尾内四七八番一地先まで	旧	三・〇〇〇～九 九・〇〇〇	三、六三四・五 〇	
福山市水呑町字洗谷四八二三番地先県道福山鞆線交点から 福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番二地先まで	新	一〇・〇〇〇～四 五・〇〇〇	三、一九九・五 〇	ダブルウェイ延伸、一部ルート
福山市草戸町四丁目一八九六番二地先から 福山市草戸町四丁目三三三番一地先まで	新	一七・八〇〇～一 九・五〇〇	四七〇・〇〇 〇	変更、一部拡幅
福山市瀬戸町大字長和字王子原一〇七二番地先から 福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番二地先まで	新	六・三〇〇～九 九・〇〇〇	三、一九三・〇 〇	一部県道福山鞆線、熊野瀬戸線と重複
福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番二地先から 福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番二地先から 福山市熊野町字田之尻七一八番一地先まで	新	八・二〇〇～一 二・八〇〇	一一一・二〇 〇	拡幅

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山鞆線

三 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福山市光南町三丁目一番地先から 福山市水呑町字洗谷四七五四番地先まで		旧	一九・六〇〇〇～六 一・〇〇〇	〇一、八九〇・〇	
福山市光南町三丁目一番地先から 福山市水呑町字洗谷四七五四番地先まで		新	一九・六〇〇〇～六 一・〇〇〇 一六・〇〇〇〇～六 三・二〇〇	〇一、八九〇・〇 九九六・〇〇	ダブルウェイ 一部県道福山 沼隈線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

熊野瀬戸線

三 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福山市熊野町字中沖丙一四七八番五地先から 福山市熊野町字高下丙六九六番一地先まで		旧	三・〇〇〇〇～二 一・五〇〇	八八二・〇〇	
福山市熊野町字中沖丙一四七八番五地先から 福山市熊野町字高下丙六九六番一地先まで		新	三・〇〇〇〇～二 一・五〇〇 六・五〇〇〇～四 二・四〇〇	八八二・〇〇 九三二・五〇	ダブルウェイ 一部県道福山 沼隈線と重複